平成２８年（フ）第１８号
兵庫県洲本市中川原町厚浜33番地６
債務者　西田　光恵
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９号
兵庫県洲本市中川原町厚浜33番地６
債務者　西田　文子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第９６号
徳島県鳴門市里浦町粟津字西開番外８番地
日根マンションＡ号室、旧住所徳島県鳴門市里浦町粟津字西開132番地16
債務者　安藤　勝弘
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前９時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９７号
徳島県鳴門市里浦町粟津字西開番外８番地
日根マンションＡ号室、旧住所徳島県鳴門市里浦町粟津字西開132番地16
債務者　安藤　利恵
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前９時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８号
高知県高岡郡四万十町十和川口289番地
債務者　岡宗　武志
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第１１号
高知県高岡郡佐川町西組213番地１
債務者　山﨑　睦美
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第３０３号
千葉県野田市山崎1353番地の５　Ｓｌｏｗｌｉｆｅ202
債務者　嶋津　靖子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３１１号
千葉県松戸市常盤平西窪町８番地の12　きよしコーポ202号
債務者　澤村　一
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３２７号
千葉県柏市光ケ丘団地３番９―806号
債務者　橋本　良雄
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３３１号
千葉県松戸市新松戸３丁目354番地　サンハイツ新松戸301号
債務者　鈴木和子こと　權　和子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３３７号
千葉県柏市酒井根２丁目１番44号　テラスオグラＣ２号
債務者　石塚真奈美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３６３号
千葉県松戸市常盤平５丁目17番地の10　シャルネ95―1010号
債務者　髙柳アイリーンこと　タカヤナギ　アイリーン　エヴァンゲリスタ
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２０４号
金沢市畝田中４丁目125番地　カルムＳ　102号、従前の住所金沢市松村７丁目32番地１
債務者　村上　智也
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４８１号
神戸市垂水区塩屋北町２丁目22番12号
債務者　後藤　隆
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８２号
神戸市垂水区塩屋北町２丁目22番12号
債務者　後藤由美子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３４号
神戸市兵庫区夢野町２―５―１、住民票上の住所神戸市中央区下山手通８丁目４番10号セジュール下山手通105（従前の住所）神戸市中央区北長狭通７丁目２番４―303号
債務者　谷丸幸太郎
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部